

いじめ防止等のための学校基本方針

丹波市立大路小学校

1 いじめの防止等の対策の基本的な考え方

「いじめは人として絶対に許されない」という考えのもとにいじめを生まない土壌づくりに努め、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る」という認識に立って児童の変化を敏感に察知できるようにする。

基本方針は、いじめの防止等（いじめの基本認識、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処、学校と家庭・地域・関係機関等との連携等）について以下に示す基本的な考えを基に策定する。

（１） いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう（いじめ防止対策推進法第2条）。

（２） いじめの基本認識

① 教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識

- （ア） いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。
- （イ） いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- （ウ） いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- （エ） いじめにおいては、加害と被害が入れ替わりながら双方を経験する場合もある。
- （オ） 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- （カ） いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要、名誉棄損、侮辱等の刑罰法令に抵触する可能性がある。
- （キ） いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者からいじめを抑止する仲裁者やいじめを告発する相談者への転換を促すことが重要である。

令和7年3月兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」改訂版より

② 具体的ないじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている子どもを守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

- （ア） 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- （イ） 仲間はずれ、集団により無視をされる。
- （ウ） 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- （エ） ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- （オ） 金品をたかられる。

- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (キ) いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (ク) パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より

2 学校の取組方針及びその内容

(1) いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対応チーム）について

校長・教頭・生活指導担当教諭・養護教諭・人権教育担当教諭

※個々のケースにより、外部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校いじめゼロ支援チーム、教育相談室相談員等）を含む

(2) いじめの未然防止

「いじめが起こりにくい学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのために、全ての教職員が、「いじめは、どの児童、どの学級・学校にも起こり得る」という認識、またどの児童も被害者にも加害者にもなり得るという事実に基づき、「豊かな心を育て、好ましい人間関係を築いて、いじめを生まない土壌づくり」に、積極的かつ組織的に取り組む。学校全体で組織的に取り組んでこそ、効果がある。

- ① 正義が通り、一人一人の良さや頑張りが認められる学級・学校運営に努める。
(認められた、人の役にたったという経験や仲間づくりに努め、自己肯定感につながる温かい声かけをする)
- ② 全校児童を全教職員で見るという意識で児童の理解や把握に努め、児童の様子や状況についての情報の交換や共有を徹底する。
(事例交流・アンケート・個別面談・教育相談等)
- ③ 様々な学習手法や形態(個別指導・ペアトーク・グループ討議・体験活動等)を取り入れ、分かりやすい授業づくりや認め合い・支え合い・助け合う仲間づくりに努める。
(別添1 いじめ防止年間指導計画)
- ④ 地域の人材を生かした体験活動を通し、コミュニケーション能力の伸長を図る。
(クラブ活動・ひょうごがんばりタイム・読み聞かせ・炭焼き体験・しめなわ作り・昔遊び等、地域講師による体験学習や交流学習)
- ⑤ 人権教育や道徳教育の充実に努め、自尊感情の高揚を図る。(体験活動の推進、人間関係を築く能力の育成、性同一性障害等に関する正しい理解の促進等を含む)
(自分発見・ひみつの友達・詩の取組・人権学習発表・人権教室等)
- ⑥ 各懇談会やオープンスクール、学年通信等の配布物やHPを活用し、保護者や地域への啓発を行う。
- ⑦ 発達段階に応じた情報モラルに関する指導を行い、ネット上のいじめへの対応を行う。
- ⑧ 未然防止の取組状況を定期的に点検・検証し、計画的・体系的にPDCAサイクルに基づく取組を継続する。

(3) いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から温かくて規律ある学級経営に努め、教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大事である。いじめは、大人が気付きにくいところで行われ潜在化しやすいことを肝に銘じ、教職員が児

童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させなければならない。毎年、いじめに対する共通認識を高めるための研修を実施する。

また、児童に関わる全ての教職員の間で情報を共有し、家庭や地域の方とも連携して情報を収集することにも努める。

- ① 児童・保護者・教職員に対し、困ったことがあればすぐに相談できる関係づくり・体制づくりに努める。職員間でも相談しやすい職場環境に努める。
- ② 学期毎にいじめアンケートと個人面談を実施し、考察や検証を行いながら児童の実態把握に努める。→ 職員会議で、児童理解と対応の共通理解を図る。早めに組織的に対応する。
- ③ 常に児童の生活の様子に目を配り、グループ内の人間関係やノートの文字等から見られる小さな変化にも気付くよう心掛ける。→ 職員間で情報の共有化を図る。ささいなことでも、いじめ対応チームや管理職に報告・連絡・相談し、早めに対応する。
- ④ 教育相談や家庭訪問、民生児童委員連絡会等、保護者や地域から情報を収集する機会を活用しながら、常に連携の強化を図る。

(4) いじめへの対処

迅速かつ組織的な対応(いじめ対応チーム)を第一とし、プライバシーへの十分な配慮をする。複数で対応し、必ず記録を残す。記録は、職員の共通理解と指導や対応に活かす。

(別添2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ)

- ① いじめられた児童とその保護者に対して
 - 事実確認とともに児童とその保護者の心のケアに努める。つらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
 - 発見したその日のうちに保護者に面談し、事実関係や指導方針を伝え、いじめ対応チーム会議において今後の対応について協議する。
- ② いじめた児童とその保護者に対して
 - 事実確認とともに児童の背景にも目を向け、毅然とした対応と粘り強い態度でいじめについて認識させる。
 - 正確な事実関係を説明し、毅然とした姿勢で事の重大さを認識させ、具体的な助言も添えながら家庭での指導を依頼する。
- ③ 周りの児童に対して
 - 「いじめは決して許さない」という毅然とした態度を示し、当事者だけの問題にとどめず、自分たちの問題として意識させる。
 - はやし立てたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめを訴える事は正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ④ 継続した指導
 - いじめが解消した後も、引き続き十分な観察を行い継続的な指導を行う。
 - いじめの発生を契機に、いじめのない学級づくり・学校づくりへの取組を強化する。
 - いじめの解消の判断は、加害行為が相当の期間(3か月程度)無く、被害児童が心身の苦痛を感じていないことが認められることとする。
- ⑤ 他機関とも連携した組織的な指導体制
 - いじめを認知したときは、情報をいじめ対応チームで共有し、丹波市教育委員会や丹波警察署等、関係諸機関と連携し、組織的な対応を行う。

○ネット上への不適切な書き込みが認知された場合は、丹波市教育委員会をはじめ関係諸機関と連携し、直ちに削除措置を行う。

(5) 重大事態への対処のために

＜重大事態の定義＞

- I. いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等
- II. いじめにより児童が相当の期間(年間30日以上または一定期間連続して欠席している場合)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
※児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき(学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときは、重大事態として捉える必要がある。) 等

＜重大事態の対処＞

- 事実関係を把握し、丹波市教育委員会を通じ丹波市長に報告する。
- 丹波市教育委員会の判断により、その後の対応にあたる。

(別添3 いじめ重大事態発生時の対応の流れ)

(学校が調査主体となる場合)

- ① 丹波市教育委員会の指示により、いじめ対応チームで事実関係を明確にするための調査を行う。
- ② 調査結果をもとに、被害及び加害の児童・保護者に対して支援ケアと経過報告を行う。
- ③ 調査結果と対応結果を、丹波市教育委員会を通じ丹波市長に報告する。
- ④ 必要な措置を講じて再発防止に努める。

(教育委員会が調査主体となる場合)

- ① 丹波市いじめ問題専門委員会が事実関係を明確にするための調査を行う。
- ② 調査結果をもとに、被害及び加害の児童・保護者に対して支援ケアと経過観察を行う。
- ③ 調査結果と対応結果を、丹波市教育委員会が丹波市長に報告する。
- ④ 必要な事案について再調査を丹波市いじめ問題調査委員会が行い、丹波市長に報告する。
- ⑤ 丹波市長が丹波市議会に報告する。
- ⑥ 必要な措置を講じて再発防止に努める。

(6) 家庭・地域・関係機関等との連携のために

- ① 日頃から学校での様子について連絡を密にしておき、保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるような信頼関係づくりに努める。

- ② アフタースクール、民生委員・児童委員、登下校の見守り隊、子供会、スポーツ少年団等の地域の各種団体から気になる言動があればすぐに学校へ連絡が入るよう、日頃からの関係づくり・体制づくりに努める。

3 いじめに関する資料の保管

- (1) いじめに関するアンケートの回答用紙は、実物を対象児童が卒業するまで学校が保管する。
- (2) 回答を取りまとめた文章やいじめについて聞き取った記録等は、その年度の終わりから5年間、学校が保管する。ただし、学校長は、必要があると認めるときは、保管の期間を延長することができる。
- (3) いじめの重大事態に関する資料等は、発生した年度の終わりから10年間、学校が保管する。
- (4) 保管年限が経過した資料については、丹波市立小学校及び中学校における文書取扱要綱に基づいて廃棄する。

別添 1 いじめ防止年間指導計画

別添 2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

別添 3 いじめ重大事態発生時の対応の流れ